

第20回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

平成29年6月9日

株式会社アドバンスト・メディア

新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成29年3月31日現在)

該当事項はありません。

②その他新株予約権等に関する重要事項

イ. 平成25年5月10日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

社債に付された新株予約権の総数	22個
新株予約権の目的である株式の種類と数	①新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 ②新株予約権の目的である株式の数は、本社債の元本総額を転換価額(転換価額調整事由が発生した場合は調整後転換価額)で除して得られる最大整数とする。
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額	①新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。 ②転換価額は1株につき1,170円とする。
新株予約権の行使期間	平成25年5月27日から平成31年5月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使条件はない。
社債の残高	770百万円

ロ. 平成25年5月10日開催の取締役会決議に基づき発行した第3回新株予約権

新株予約権の総数	90個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 2,520,000株 (新株予約権1個につき28,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき476,000円 (新株予約権の目的となる株式1株当たり17円)
新株予約権の払込期日	平成25年5月27日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき1,797円
新株予約権の行使期間	平成25年5月27日から平成31年5月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使条件はない。

割当先	第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てる。 ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合
-----	--

ハ. 平成25年9月25日開催の取締役会決議に基づき発行した募集新株予約権

新株予約権の総数	4,890個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 489,000株（新株予約権1個あたり100株）
新株予約権の払込金額	1個あたり1,915円
新株予約権の払込期日	平成25年10月11日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき1,382.15円
新株予約権の行使期間	平成26年7月1日から平成32年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、以下に定める条件を充足することを条件として、各権利行使条件に係る有価証券報告書が提出された日以降、それぞれ定められた割合の個数を上限として行使できるものとする。なお、行使可能な新株予約権の数に、1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。また、当社の連結範囲に変動があり、当社において作成される損益計算書が個別損益計算書のみとなった場合は、下記「連結損益計算書」を「個別損益計算書」と読みかえるものとする。 i 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された第17期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結損益計算書における営業利益の額にのれん償却額を合計した額が0円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、1%の割合の個数を上限として権利行使することができる。 ii 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された第18期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）乃至第20期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の各事業年度に係る連結損益計算書における営業利益の額にのれん償却額を合計した額が、下記（i）乃至（iii）に掲げる水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を上限として権利行使することができる。 （i）営業利益の額にのれん償却額を合計した額が0円を超過した場合：行使可能割合5% （ii）営業利益の額にのれん償却額を合計した額が5億円を超過した場合：行使可能割合80% （iii）営業利益の額にのれん償却額を合計した額が10億円を超過した場合：行使可能割合100%

新株予約権の行使の条件	<p>②新株予約権者は、当社または当社子会社を退任もしくは退職をした場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。なお、新株予約権者が当社または当社子会社都合の退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった新株予約権を行使することができる。</p> <p>③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④1個の新株予約権の一部行使は認めない。</p>																		
割当先	<table border="0"> <tr> <td>① 当社取締役</td> <td>4名</td> <td>800個</td> </tr> <tr> <td>② 当社監査役</td> <td>3名</td> <td>90個</td> </tr> <tr> <td>③ 当社従業員</td> <td>56名</td> <td>2,440個</td> </tr> <tr> <td>④ 当社子会社取締役</td> <td>1名</td> <td>1,500個</td> </tr> <tr> <td>⑤ 当社子会社従業員</td> <td>2名</td> <td>60個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>66名 4,890個</td> </tr> </table>	① 当社取締役	4名	800個	② 当社監査役	3名	90個	③ 当社従業員	56名	2,440個	④ 当社子会社取締役	1名	1,500個	⑤ 当社子会社従業員	2名	60個		合計	66名 4,890個
① 当社取締役	4名	800個																	
② 当社監査役	3名	90個																	
③ 当社従業員	56名	2,440個																	
④ 当社子会社取締役	1名	1,500個																	
⑤ 当社子会社従業員	2名	60個																	
	合計	66名 4,890個																	

(注) 各新株予約権について、平成25年10月1日付にて実施した株式分割(1株を100株に分割)に伴い、新株予約権の目的となる株式の数等を調整しております。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての概要は以下のとおりであります。

- ① 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コンプライアンス規程を定め、単なる法令順守にとどまらず、法令の趣旨および精神を尊重することを経営の基本方針とし実践する。

取締役は、コンプライアンス担当役員を中心に当社および関係会社に対し、高い企業倫理と厳格な法令順守の浸透に努める。

コンプライアンス担当部署は、コンプライアンス担当役員のもとでコンプライアンス体制の整備を行うとともに、正しい知識を付与するために、適宜、コンプライアンス教育研修を当社子会社も含めた全役員に実施し周知徹底を図る。

コンプライアンス経営の強化に資することを目的として制定した公益通報者保護法に基づく規程により、当社グループの組織的または個人的な法令違反行為等を適切に処理する体制構築と周知を図る。

- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程に基づき、適切に保存ならびに管理を行う。また、必要に応じて外部保管機関の利用なども視野に入れ、より安全かつ効率的な保存方法と保存期間を設定する。

- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理担当役員ならびにリスク管理担当部署を配置する。

リスクその他の重要情報の適時開示を果すため、取締役会は直ちに報告すべき重要情報の基準および開示基準を審議する。

重要な非通例の取引、重要な会計上の見積り、利益相反取引、子会社および関係会社との重要な取引等、当社に影響を及ぼす可能性のある事項については取締役会の決議を要する。

代表取締役、コンプライアンスおよびリスク管理担当役員は、当社グループのコンプライアンスおよびリスク管理への取り組みや進捗状況等、適宜、取締役会に報告を行う。

- ④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を原則毎月1回開催するほか、適宜、臨時に開催し、法令、定款および社内規程に基づき重要事項の決定ならびに業務執行状況の管理および監査等を行う。

各取締役は役員規程および業務分掌規程等に基づき業務を執行し、随時、必要な決定を行う。また、当社グループの業務執行の効率性を高めるため、必要に応じて権限体系および決裁方法を見直し、当社子会社に当社の職務執行体制に準拠した体制を構築させる。

- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社ごとに管理担当責任者を選任し、管理担当責任者は、関係会社管理規程に基づき、適宜、当社への決裁および報告を行う。また、当社グループは、定期的に当社グループ間の個別の会議や報告会を開催し、当社への報告を行う。さらに、当社は、当社の各担当部署および当社子会社が内部統制システムを整備するよう指導し、法令違反その他内部統制にかかわる重要事項を発見した場合は、直ちに当社の取締役および監査役に報告する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容（任命、異動、人事考課、賞罰等）については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該使用人については、取締役からの独立性を十分に確保する。当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、内部規程に沿って監査役の指揮命令に従うよう周知徹底を行うものとする。

- ⑦ 当社および当社子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役が出席する取締役会等の会議において業務執行状況の報告を行う。当社グループの役職員は、当社または当社子会社に著しい損害を及ぼし、または発生する恐れがあるときおよび職務遂行に関する法令違反または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告することとする。また、監査役に報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、不利益な取り扱いを受けないよう、公益通報者保護法に基づく規程に基づき通報者等の保護を図ることとし、その旨を当社グループに周知徹底する。

監査役は、必要に応じて当社グループの役職員に対し業務執行に関する事項について報告を求めることができ、当社グループの役職員は、監査役から報告を求められたときは速やかに適切な報告を行う。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会の監査計画に基づき、監査が効率的かつ実効的に行えるよう、各部署の協力体制と内部監査部門との連携体制を構築する。

監査役会は、監査の実施のために必要なときは、自らの判断により外部の専門家を活用することができる。

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において協議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算措置を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は上記体制および基本方針を社内に周知させるとともに、同体制および基本方針に基づき、当社および子会社の内部統制システムに関連する社内規程を整備し、運用しております。

コンプライアンスについては、役職員に対し全社ミーティング、eラーニングや個別の研修を通じ、啓蒙を行っております。

リスク管理については、リスク管理規程に基づき、四半期毎には取締役社長を中心とするリスク管理委員会を開催し、定期的にリスクの検証を行っております。

内部監査部門は年間の監査計画に基づき、当社および子会社の各業務プロセスの評価・分析を行い、その結果を取締役および監査役に報告しております。

取締役は業務執行の効率性を高めるべく、社内規程を見直し、決裁方法の変更および職務権限の明確化に取り組みました。また、取締役と監査役会は、取締役会に加え随時ミーティング等を行っており、頻繁に情報交換を行っているほか、内部監査部門、会計監査人とも適宜連携が図れる体制となっております。

会社の支配に関する基本方針

当社は企業価値および株主価値を向上させ、市場から適正な評価を頂くことが最良の買収防衛策と考えます。また、敵対的買収とその防衛策につきましては経営の一般的課題として検討しておりますが、具体的な防衛策を直ちに採るには至っておりません。よって、当該事項につきまして、該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	4,973,097	3,982,452	△4,203,656	△102	4,751,791
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			-		-
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△103,238		△103,238
自己株式の取得					-
非支配株主との 取引に係る親会社の 持分変動					-
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					-
当連結会計年度変動額合計	-	-	△103,238	-	△103,238
当連結会計年度末残高	4,973,097	3,982,452	△4,306,895	△102	4,648,552

	その他の包括利益累計額			新株予約 権	非支配株 主分 持	純資産合 計
	その他有 価証券 評価差 金	為替換 算定	その他 の利益 累計額			
当連結会計年度期首残高	47,519	△5,158	42,361	52,204	202,796	5,049,152
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						-
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)						△103,238
自己株式の取得						-
非支配株主との 取引に係る親会社の 持分変動						-
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	24,111	△10,369	13,741	-	6,900	20,641
当連結会計年度変動額合計	24,111	△10,369	13,741	-	6,900	△82,597
当連結会計年度末残高	71,630	△15,527	56,102	52,204	209,696	4,966,555

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	4社
連結子会社の名称	AMIVOICE THAI CO., LTD. 株式会社グラモ 株式会社速記センターつくば Glamo America, Inc.

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社数	1社
関連会社の名称	True Voice Company Limited

② 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社True Voice Company Limitedの決算日は12月31日であり、連結計算書類作成にあたっては当該会社の事業年度に係る計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合規約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を「営業外損益」へ純額で取り込む方法によっております。

2) たな卸資産の評価基準および評価方法

- イ. 商品、製品および原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- ロ. 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

定率法によっております。なお、主な耐用年数は建物
が6～18年、その他（工具、器具および備品）が2～
18年であります。

2) 無形固定資産

ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利
用可能期間に基づく定額法によっております。

収益獲得目的のもの 3年

費用削減目的のもの 5年

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収
益に基づく償却額と残存有効期間3年に基づく均等配
分額のいずれか大きい額としております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につ
いては貸倒実績率を勘案して必要額を、貸倒懸念債権
および破産更生債権については個別に回収可能性を勘
案した回収不能見込額を計上しております。

④ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度より適用しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 219,574千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額45,223千円が含まれております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類および総数

普通株式 15,929,405株

(2) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類および数

普通株式 3,009,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業計画および研究開発計画に照らして、必要な資金を主に株式の発行により調達しております。一時的な余資については資産運用規程に従い、安全性を最優先に金融商品を選定し運用しております。

営業債権にかかる信用リスクは、与信管理規程に従い、経営管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は主に株式および投資事業有限責任組合の組合持分であり、市場価値の変動リスクに晒されていますが、経理規程に従い職務権限に基づいた管理者の下、信用リスクを把握したうえで管理・運用しております。また定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し保有状況を継続的に見直しております。社債は転換社債型新株予約権付社債を発行したものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	3,545,058千円	3,545,058千円	—
(2) 受取手形及び 売掛金	970,235千円	970,235千円	—
(3) 投資有価証券	622,126千円	622,126千円	—
(4) 敷金及び保証金	85,966千円	85,966千円	—
(5) 買掛金	(135,192千円)	(135,192千円)	—
(6) 未払金	(72,481千円)	(72,481千円)	—
(7) 社債	(770,000千円)	(723,661千円)	△46,339千円

(※) 負債に計上しているものについては、() で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、(2) 受取手形及び売掛金は貸倒引当金控除後の金額を記載しております。

(3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資事業組合出資については、組合財産の持分相当額を組合出資の時価とみなして計上しております。

(4) 敷金及び保証金

これらの時価について、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定した結果、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 買掛金、(6) 未払金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

社債の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、「(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項(3) 投資有価証券」には含めておりません。

・非上場株式(連結貸借対照表計上253,652千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価開示の対象としておりません。

7. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	7,411千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	134千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
その他増減額(△は減少)	－千円
期末残高	7,545千円

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 295円34銭 |
| (2) 1株当たり親会社株主に帰属する当期純損失 | 6円48銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計		
当期首残高	4,973,097	3,439,797	3,439,797	△3,733,941	△3,733,941	△102	4,678,851
当期変動額							
当期純損失 (△)				△36,761	△36,761		△36,761
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							-
当期変動額合計	-	-	-	△36,761	△36,761	-	△36,761
当期末残高	4,973,097	3,439,797	3,439,797	△3,770,702	△3,770,702	△102	4,642,090

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	47,519	47,519	52,204	4,778,575
当期変動額				
当期純損失 (△)				△36,761
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	24,111	24,111		24,111
当期変動額合計	24,111	24,111	-	△12,650
当期末残高	71,630	71,630	52,204	4,765,924

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

イ. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

ロ. 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組規約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を「営業外損益」へ純額で取り込む方法によっております。

2) たな卸資産の評価基準および評価方法

① 商品および原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。なお、主な耐用年数は建物が6～18年、工具、器具および備品が2～18年であります。

② 無形固定資産

ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

収益獲得目的のもの 3年

費用削減目的のもの 5年

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間3年に基づく均等配分額のいずれか大きい額としております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を勘案して必要額を、貸倒懸念

債権および破産更生債権については個別に回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。

- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度より適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 195,461千円
上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額41,813千円が含まれております。
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- | | |
|----------|---------|
| ① 短期金銭債権 | 7,871千円 |
| ② 短期金銭債務 | 6,778千円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|--------------|----------|
| ① 売上高 | 6,886千円 |
| 売上原価 | 21,610千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 205千円 |
| ② 営業取引以外の取引高 | 10,482千円 |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類および数

普通株式 75株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	11,331千円
関係会社株式	121,923
貸倒引当金繰入限度超過額	1,616
資産除去債務	2,308
繰越欠損金	1,090,191
その他	7,958
繰延税金資産 小計	1,235,329
評価性引当額	△1,235,329
繰延税金資産 合計	—千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△31,622
繰延税金負債 合計	△31,622
繰延税金負債の純額	△31,622千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	資本金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	AMIVOICE T H A I C O . , L T D .	27,000 千円 千タイバーツ	音声認識 ソリューション の開発および 提供	(所有) 直接100.0	タイにおける当 社音声認識ソリ ューションの 開発および提供 役員の兼任2名	ロイヤリ ティの 請求 ※1	2,627	売掛金	1,168
						技術支援 料の請求 ※2	437	売掛金	-
						業務サポ ート料の 請求 ※3	5,463	未収入金	1,423
						技術支援 の発注 ※4	2,471	買掛金	2,390
						経費の立 替 ※5	5,525	立替金	1,346
	株 式 会 社 グ ラ モ	262,358 千円	HEMS関連 機器の販 売	(所有) 直接66.3	音声認識技術を利用したHEMS関 連機器の販売 役員の兼任1名	業務サポ ート料の 請求 ※6	2,400	未収入金	216
						什器備品 等の賃料 ※7	219		-
						経費の立 替 ※8	9,232	立替金	1,282
						ライセン ス使用料 の請求 ※9	424	売掛金	256
	株 式 会 社 速 記 セ ン タ ー つ く ば	10,000 千円	文字起こ し事業の 議録の成 作	(所有) 直接100.0	文字起こしの受 注・発注	業務サポ ート料の 請求 ※10	2,400	未収入金	648
						文字起こ しの受注 ※11	3,396	売掛金	1,263
						文字起こ しの発注 ※12	19,344	買掛金	4,387
					経費の立 替 ※13	5,170	立替金	267	

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には換算差損益が含まれております。また、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

- ※1 ロイヤリティは、契約に基づき、タイ語に関する音声認識エンジンのコア部分に対する利用料を請求しております。
- ※2 契約に基づき同社からの依頼により当社において技術支援をした工数を基礎として請求しております。
- ※3 契約に基づき経理・人事等の管理部門の業務をサポートし、手数料を請求しております。
- ※4 他の取引先と同水準で発注を行っております。
- ※5 経費等の一部を立替えることがあります。
- ※6 契約に基づき経理・人事等の管理部門の業務をサポートし、手数料を請求しております。
- ※7 契約に基づき什器・備品等を貸与しております。
- ※8 経費等の一部を立替えることがあります。
- ※9 他の取引先と同水準で発注を行っております。
- ※10 契約に基づき経理・人事等の管理部門の業務をサポートし、手数料を請求しております。
- ※11, 12 他の取引先と同水準の単価で受発注を行っております。
- ※13 経費等の一部を立替えることがあります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	295円91銭
(2) 1株当たり当期純損失	2円31銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。